

「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」
のフォローアップ調査（第2回）結果
及び今後の取り組みについて

2022年3月22日



I. 自主行動計画2021年度フォローアップ調査結果..... P.2

II. 今後の取り組み..... P.8

自主行動計画2021年度フォローアップ調査
主要設問・回答一覧..... P.9

下請適正取引の推進に向けた自主行動計画
(2021年9月21日改訂)..... P.18

1. 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」

下請中小企業振興法「振興基準」に基づき、会員企業による下請適正取引の推進のため、2019年11月に策定。2021年9月に改定し、知的財産の保護等を追加。

2. フォローアップ調査

- 調査期間：2021年10月8日～11月9日
- 調査内容：価格決定方法の適正化、支払条件の改善、働き方改革の影響等（P.9-18 自主行動計画2021年度フォローアップ調査主要設問・回答一覧 参照）
- 調査企業：日本製紙連合会会員企業31社

※うち1社は子会社分（3社）も一括して調査しているため、調査票発送は28社。

[2020年度は調査委員会構成企業9社（うち1社の子会社分3社も含め実質12社）のみの調査だったが、2021年度より会員企業全社に拡大]

- 回答企業：22社（実質25社）、回答率：78.6%（22/28） [前年度100%]
- 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第15回取引問題小委員会（2022年3月3日）にて事務局より報告。経済産業省所管12業種46団体も同委員会にて報告。

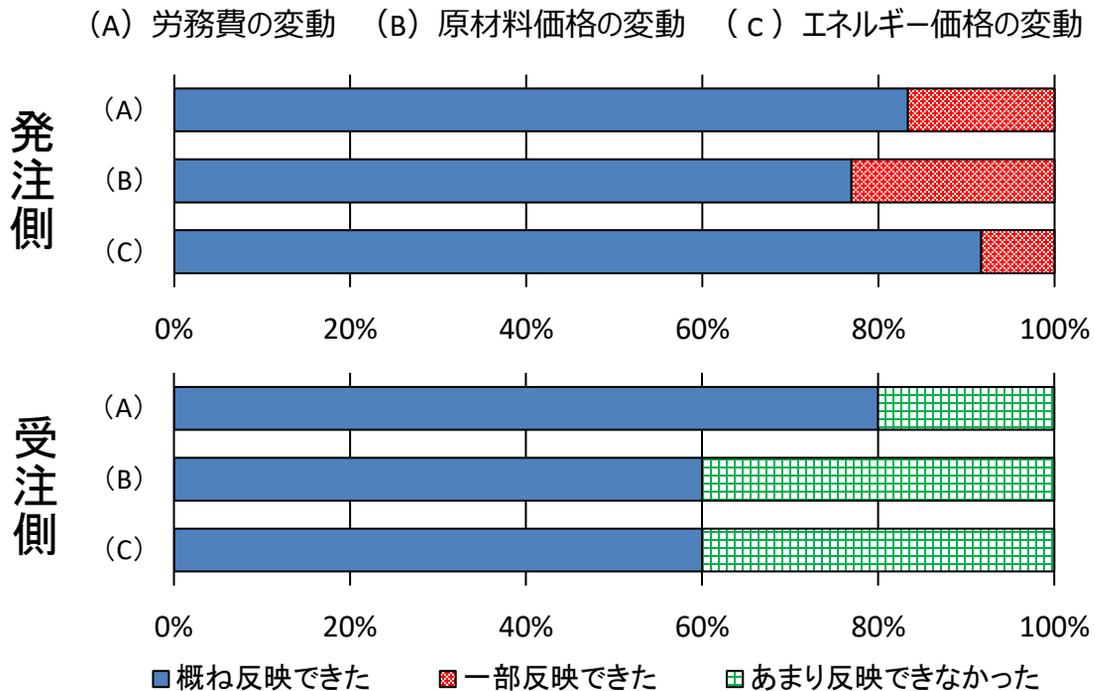
<概観>

- ① 「価格決定方法の適正化」について、単価決定・改定に際し、労務費、原材料価格、エネルギーコストの変動について、発注側、受注側ともに「概ね反映できた」が過半数を占め、発注側については「一部反映できた」と合わせると100%となる。
- ② 「手形支払い」の状況は、発注側、受注側ともに「全て現金払い」の比率が高いが、手形等での支払いがある場合、「120日以内」との回答が複数あり、サイトの短縮化が課題。
- ③ 「約束手形の利用の廃止」は、発注側では半数強が「5年以内に廃止予定」と回答、残りも「時期は未定だが利用廃止に向けて検討中」としており、「廃止の予定はない」と回答した企業はない。
- ④ 「知的財産に関する適正な取引」について、「利益分配や責任分担を契約書や発注書面に明記する等の取り組み」は「実施中」と「未実施」が拮抗しているが、「未実施」の理由としては「取引において存在しない」が最も多く、「管理の必要性を感じない」と合わせて8割を占める。
- ⑤ 「働き方改革」による下請への影響はない。

1. 価格決定方法の適正化

(1)【労務費、原材料価格、エネルギー価格の反映】

設問17. 2021度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。



- 発注側は全ての項目について過半数が「概ね反映できた」と回答。「一部反映できた」と合わせると100%となる。前年度（調査対象9社全てが全項目に「概ね反映できた」と回答）と同様の結果。
- 受注側についても、全ての項目について過半数が「概ね反映できた」と回答している。[前年度は受注側の立場にある企業数が少ないため分析対象とせず]
- 全団体及び紙・紙加工全体との比較は下表の通り。全体として発注側と受注側で「概ね反映できた」の割合に差が大きく、業種によってはかなり突出した数値が出ている旨、中小企業庁より指摘があったが、製紙についてはその差は相対的に小さい。

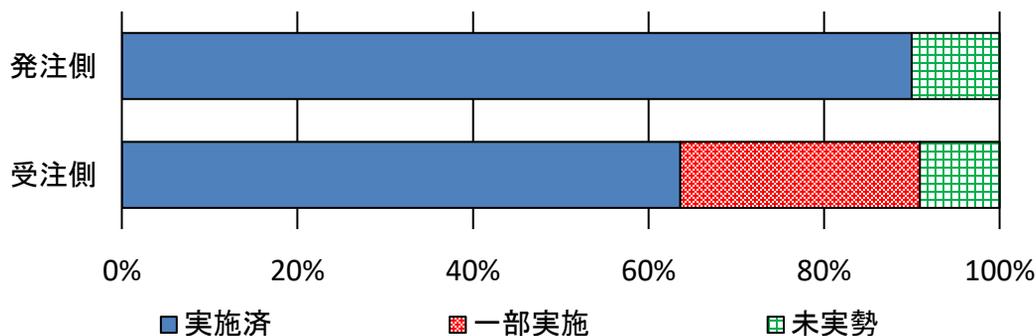
設問17 「概ね反映できた」の割合 (%)

	全体 (12業種46団体)		紙・紙加工		製紙	
	発注側	受注側	発注側	受注側	発注側	受注側
	労務費	71	28	68	46	83
原材料価格	76	38	70	42	77	60
エネルギー価格	70	26	71	33	92	60

1. 価格決定方法の適正化

(2)【価格決定時の協議】

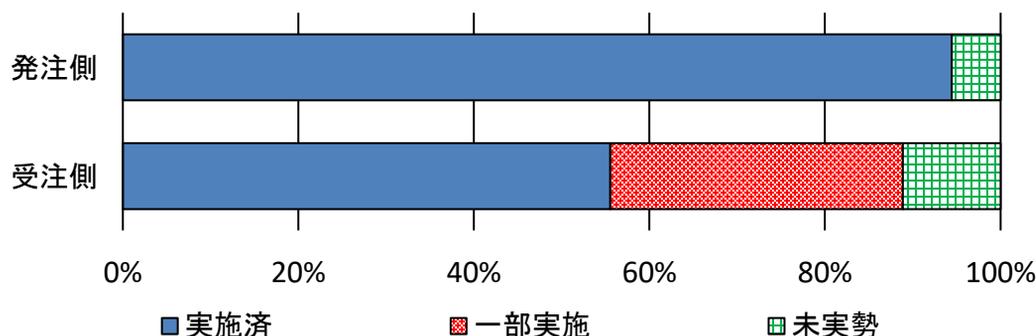
設問16. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。



- 発注側、受注側ともは大半が「実施済」と回答。
- 取引対価決定の際により円滑な協議を行うためには、「双方が納得できる根拠のとり方」や「発注側／受注側企業の理解」、「発注側企業の調達担当者等の知識の向上」を挙げる企業が多い（設問19）。

(3)【原価低減要請】

設問6. 貴社は、原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（自主行動計画）に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。/貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。

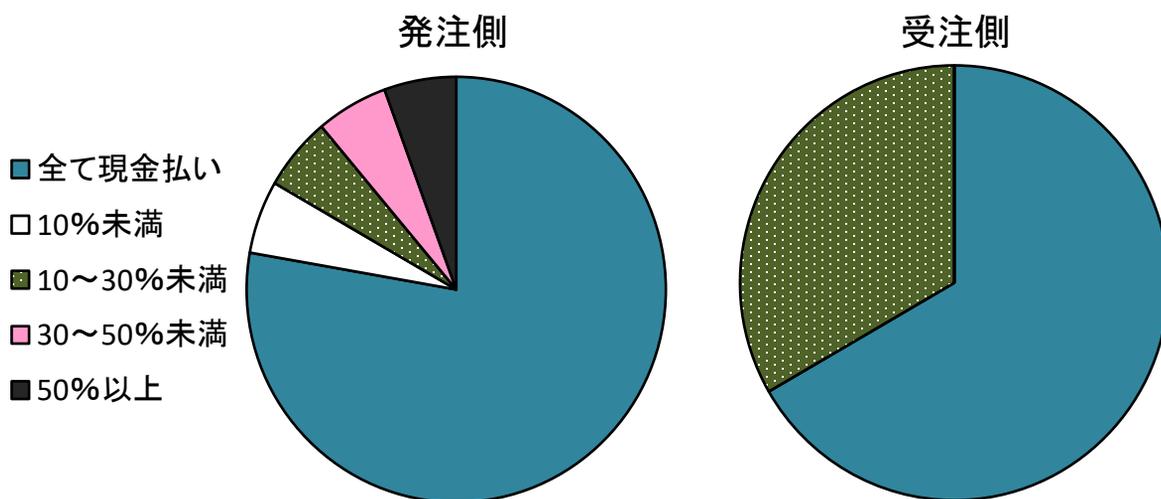


- 原価低減要請の方法について、望ましくない事例を行わないことを徹底しているか（設問6）について、「未実施」は発注側では18社中1社、受注側では7社中1社となっている。

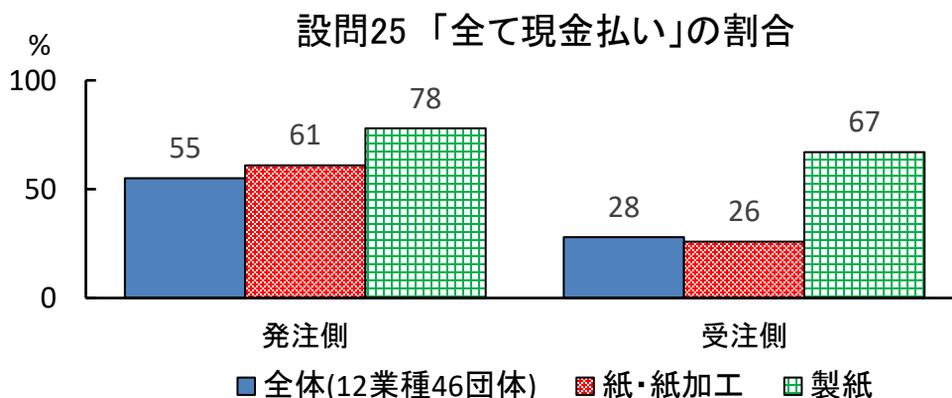
2. 支払条件の改善

(1)【現金比率】

設問25. 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。



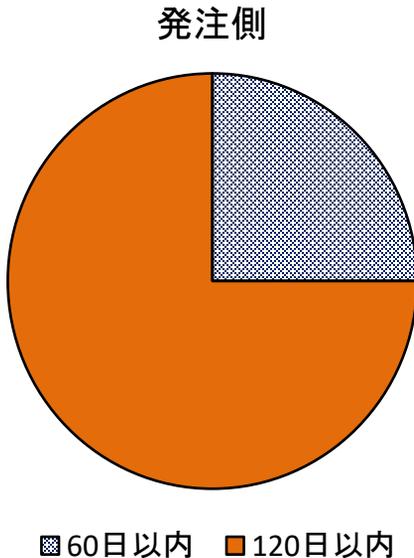
- 発注側は回答企業18社中、14社が「全て現金払い」と回答。「全て手形払い」との回答はないが、1社は50%以上となっている。前年度は回答9社中、5社が「全て現金払い」、2社が「10%未満」、2社が「30~50%未満」となっていた。
- 受注側は回答6社中、4社が「全て現金払い」、2社が「10~30%未満」。
[前年度は受注側の立場にある企業数が少ないため分析対象とせず]
- 「全て現金払い」の割合について、全団体及び紙・紙加工全体との比較は下図の通り。製紙は発注側、受注側とも全団体平均よりも「全て現金払い」の割合が高い。なお、中小企業庁より、全体として発注側と受注側の差が大きい旨、指摘があったが、製紙についてはその差が少ない。



2. 支払条件の改善

(2)【手形サイト】

設問27. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



- 発注側の立場で手形等での支払いがある4社の手形サイトは、「60日以内」が1社、「120日以内」が3社となっている。前年度は全て（4社）が「120日以内」となっていた。
- 受注側について、回答があった1社は「120日超」としている。〔前年度は受注側については分析対象とせず〕
- 現金払い、割引料負担の勘案、手形サイトの縮小に向けた方針や計画の策定について、「未実施」は発注側、受注側とも1社のみ。（設問12）
- 全団体及び紙・紙加工全体について、「60日以内」の割合は下表の通り。

設問27 「60日以内」の割合(%)

	発注側	受注側
全体(12業種46団体)	19	13
紙・紙加工	4	5
製紙	25	0

(3)【約束手形の利用廃止】

設問29. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

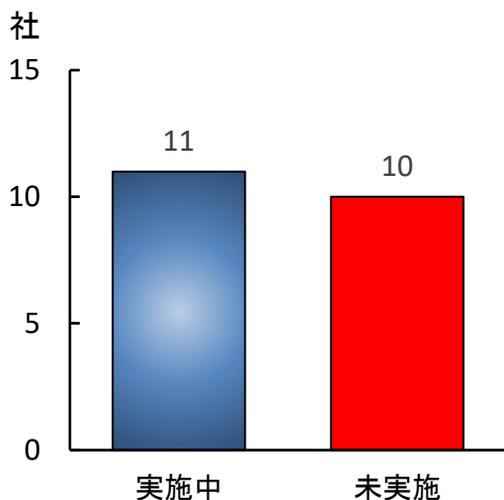
- 発注側の立場において、約束手形の利用廃止については回答7社中、4社が「5年以内に利用廃止」、残り3社も「時期は未定だが利用廃止に向けて検討中」としている。
- 一方、受注側は回答8社中、「5年以内に利用廃止」は1社のみで、「時期は未定だが利用廃止に向けて検討中」が1社、残り6社は「廃止予定はない（取引先から聞いていない）」。
- 全団体及び紙・紙加工全体との比較は下表の通り。全体として、「5年以内に利用廃止」の比率は小さく、中小企業庁は、具体的な「段取り」の検討を要求。

設問29 約束手形の利用廃止予定(%)

	発注側			受注側		
	全体 (12業種 46団体)	紙・紙加工	製紙	全体 (12業種 46団体)	紙・紙加工	製紙
5年以内に廃止予定	29	34	57	12	12	13
廃止検討中(時期未定)	58	56	43	38	32	13
廃止予定なし	13	9	0	50	56	75

3. 知的財産

設問39. 自身の企業において、知的財産（特許権や商標権のほか、営業秘密やノウハウも含む。以下同じ。）に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施していますか。



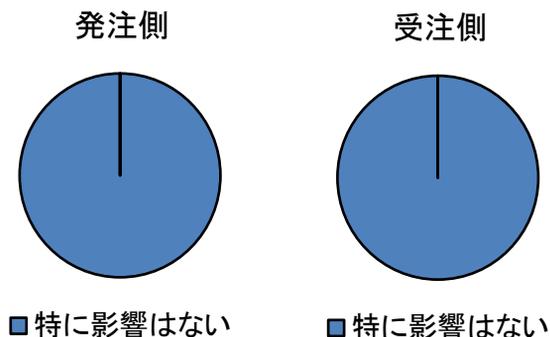
- 契約書等に利益分配や責任分担を明記する等の取組については、「実施中」と「未実施」で拮抗している。
- 「未実施」の理由は「知的財産が取引において存在しないため」が最も多く、「知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため」と合わせて8割を占める。（設問40）
- 全団体及び紙・紙加工全体の取組状況（設問39）は下表の通り。「未実施」の理由（設問40、全団体）については、「取引において存在しない」が52%を占める。

設問39 知財適正取引のための取組（%）

	実施中	未実施
全体(12業種46団体)	55	45
紙・紙加工	42	58
製紙	52	48

4. 働き方改革

設問37. 貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。



- 働き方改革の影響については、発注側、受注側とも全社が「特に影響はない」と回答。

1. 自主行動計画フォローアップ調査の継続的な実施

- 2021年度分より調査対象を会員企業全社に拡大したところだが、次回（2022年度：本年10月頃）以降も会員企業全社を対象に調査するとともに、回答率の向上を図りたいので、会員企業各位にご協力をお願いしたい。

2. 重点課題への取り組みの継続

- 2021年度調査によれば、「全て現金払い」の割合は全団体平均よりも高いが、手形等を利用している会員企業には改めてサイト短縮化に向けた取り組みをお願いしたい。価格決定方法の適正化については、会員企業の取り組みは概ね進んでいると考えられるが、引き続き重点課題としてご留意いただきたい。

3. 自主行動計画の改定

- 自主行動計画を本年9月に改定する予定。改定で盛り込む内容は、①約束手形の利用廃止に向けた具体的な段取り、②「パートナーシップ構築宣言」の実施を促す取り組み、③価格転嫁への積極的な対応、等。

【参考】中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対処方針 (2022年3月、中小企業庁)

価格決定方法の適正化	● 価格交渉促進月間の設定（2021年度～）
支払い条件の改善	● 2021年3月 手形通達の改正 → 2024年を目途に手形等のサイトを60日以内に ● 約束手形の廃止に向けた自主行動計画の策定 【産業界・金融界に自主行動計画の策定・改正を要請】 → 2026年 約束手形の利用の廃止
型取引の適正化	● 大規模調査、フォローアップ等を実施
知的財産・ノウハウの保護	● 2022年 知財Gメンの新設
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	● 下請事業者へのしわ寄せの実態を調査
● 重点5課題等の順守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「 パートナーシップ構築宣言 」の推進	

- * 単位は全て「～社」。
- * 「型管理」等、製紙と関連が薄い設問は省略した。
- * 設問の<広義>とは、業種別の下請ガイドラインの対象となる取引、<狭義>とは、下請法の対象となる取引のことを指す。

<回答企業について>

[設問1]取引上の地位	完成品メーカー	16
	1次下請	3
	2次下請	3
	3次下請	0
	4次下請より川上の下請	0

[設問2]資本金	1,000万円以下	0
	1,000万円超5,000万円以下	4
	5,000万円超3億円以下	5
	3億円超10億円以下	1
	10億円超100億円以下	3
	100億円超	9

[設問3]従業員数	5人以下	0
	5人超20人以下	0
	20人超50人以下	1
	50人超100人以下	3
	100人超300人以下	7
	300人超1,000人以下	5
	1,000人超1万人以下	5
	1万人超	1

[設問4] 昨年度の売上高	1億円以下	0
	1億円超10億円以下	0
	10億円超100億円以下	6
	100億円超1,000億円以下	10
	1,000億円超	6

[設問5]関係法令、指針、自主行動計画の内容の周知・徹底<広義>				
	実施済	実施中	未実施	該当部門なし
役員・経営責任者	13	6	3	0
総務・法務部門	14	6	2	0
調達部門	15	5	2	0
経理部門	16	5	1	0
営業部門	11	7	3	1
設計・開発部門	8	6	4	4
納品検収部門	12	5	1	4

<プロセス>

[設問6]原価低減要請の方法について、振興基準(自主行動計画)に記載された望ましくない事例を行わないことの徹底<狭義>	発注側	実施済	17
		実施中	0
		未実施	1
	受注側	実施済	5
		実施中	1
		未実施	1
[設問7]設問6の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由<狭義>			
社内の合意が難しい			0
実施・徹底のための具体的な手法が分からない			1
自社が受注側となる取引において、発注側事業者からの改善が進んでいない			0
その他			0
[設問8]労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合の十分な協議<広義>	発注側	実施済	18
		実施中	0
		未実施	2
	受注側	実施済	7
		実施中	3
		未実施	1
[設問9]設問8の「発注側」で、「実施中」や「未実施」の理由【複数回答可】			
社内の合意が難しい			0
実施・徹底のための具体的な手法が分からない			1
自社が受注側となる取引において、発注側事業者からの改善が進んでいない			0
その他			1
[設問12] 下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた、発注側企業による方針や計画の策定<狭義>	発注側	実施済or全て現金払い	14
		実施中	3
		未実施	1
	受注側	実施済or全て現金払い	5
		実施中	0
		未実施	1
[設問13]設問12の「発注側」で「実施中」や「未実施」の理由【複数回答可】			
社内の合意が難しい			2
実施・徹底のための具体的な手法が分からない			0
自社が受注側となる取引において、発注側事業者からの改善が進んでいない			0
その他			2
[設問14]連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれているか<広義>	実施済		10
	実施中		1
	未実施		2
	連結会社なし		6
[設問15]サプライチェーン全体での適正取引化の観点から、直接の取引先を通じた、その先の取引先への働きかけ<広義>	実施済		6
	実施中		3
	未実施		10

<単価決定・改定①>

[設問16]2021年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施したかく広義>	発注側	実施済	18
		一部実施	0
		未実施	2
	受注側	実施済	7
		一部実施	3
		未実施	1

[設問17]2021年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目<狭義、①のみ広義>

発注側		
①最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動	概ね反映できた	10
	一部反映できた	2
	あまり反映できなかった	0
	該当なし	4
②原材料価格の変動	概ね反映できた	10
	一部反映できた	3
	あまり反映できなかった	0
	該当なし	3
③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動	概ね反映できた	11
	一部反映できた	1
	あまり反映できなかった	0
	該当なし	4
受注側		
①最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動	概ね反映できた	4
	一部反映できた	0
	あまり反映できなかった	1
	該当なし	3
②原材料価格の変動	概ね反映できた	3
	一部反映できた	0
	あまり反映できなかった	2
	該当なし	2
③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動	概ね反映できた	3
	一部反映できた	0
	あまり反映できなかった	2
	該当なし	2

<単価決定・改定②>

[設問18]設問17で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」の主な理由<狭義、①のみ広義>

発注側		
①最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動	受注側事業者と協議をしたが、応じられず	1
	受注側事業者から要請されたが、協議せず	0
	受注側事業者から要請されなかった	2
	その他	0
②原材料価格の変動	受注側事業者と協議をしたが、応じられず	2
	受注側事業者から要請されたが、協議せず	0
	受注側事業者から要請されなかった	1
	その他	0
③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動	受注側事業者と協議をしたが、応じられず	0
	受注側事業者から要請されたが、協議せず	0
	受注側事業者から要請されなかった	2
	その他	0
受注側		
①最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動	発注側事業者と協議をしたが、十分な成果が得られず	0
	発注側事業者に要請したが、協議してもらえず	0
	発注側事業者に要請せず	1
	その他	0
②原材料価格の変動	発注側事業者と協議をしたが、十分な成果が得られず	0
	発注側事業者に要請したが、協議してもらえず	0
	発注側事業者に要請せず	2
	その他	0
③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動	発注側事業者と協議をしたが、十分な成果が得られず	0
	発注側事業者に要請したが、協議してもらえず	0
	発注側事業者に要請せず	2
	その他	0

[設問19]取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題【複数回答可】<狭義>

発注側	
実効的なルールやマニュアルの策定、明確化	6
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	6
受注側企業の理解	7
自社の調達担当者等の知識の向上	7
受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	4
双方が納得できる根拠のとり方	14
第三者的な調整の仕組み	2
協議記録の保存	4
その他	1
課題なし	2
受注側	
実効的なルールやマニュアルの策定、明確化	2
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	2
発注側企業の理解	6
発注側企業の調達担当者等の知識の向上	3
自社の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	3
双方が納得できる根拠のとり方	7
第三者的な調整の仕組み	1
協議記録の保存	2
その他	0
課題なし	1

<支払条件①>

[設問25]下請代金支払いの際の手形等の割合<狭義>	発注側	全て現金払い	14
		10%未満	1
		10~30%未満	1
		30~50%未満	1
		50%以上	1
	受注側	全て手形払い	0
		全て現金払い	4
		10%未満	0
		10~30%未満	2
		30~50%未満	0
		50%以上	0
		全て手形払い	0
[設問26]下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担することのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定しているか<狭義>			
発注側	概ね勘案している(概ね発注側負担)		2
	一部勘案している(一部発注側負担)		0
	あまり勘案していない(概ね受注側負担)		2
受注側	概ね勘案している(概ね発注側負担)		0
	一部勘案している(一部発注側負担)		0
	あまり勘案していない(概ね受注側負担)		0
[設問27]下請代金を手形等で支払っている場合のサイト<狭義>	発注側	30日(1ヶ月)以内	0
		60日(2ヶ月)以内	1
		90日(3ヶ月)以内	0
		120日(4ヶ月)以内	3
		120日(4ヶ月)超	0
	受注側	30日(1ヶ月)以内	0
		60日(2ヶ月)以内	0
		90日(3ヶ月)以内	0
		120日(4ヶ月)以内	0
		120日(4ヶ月)超	1
[設問28]下請代金支払いの際の手形等の割合<広義>	発注側	全て現金払い	13
		10%未満	2
		10~30%未満	1
		30~50%未満	2
		50%以上	2
	受注側	全て手形払い	0
		全て現金払い	2
		10%未満	1
		10~30%未満	4
		30~50%未満	2
		50%以上	1
		全て手形払い	0

<支払条件②>

[設問29]下請代金の支払いについて、約束手形の利用廃止予定<広義>	発注側	2021年内(今年中)	2
		2022年内(1年以内)	0
		2023年内(2年以内)	0
		2024年内(3年以内)	1
		2025年内(4年以内)	0
		2026年内(5年以内)	1
		廃止検討中(時期未定)	3
		廃止予定なし	0
	受注側	2021年内(今年中)	0
		2022年内(1年以内)	0
		2023年内(2年以内)	0
		2024年内(3年以内)	1
		2025年内(4年以内)	0
		2026年内(5年以内)	0
		廃止検討中(時期未定)	1
廃止予定なし	6		
[設問30]約束手形の利用の廃止に向けた具体的な取組<広義>			
発注側	支払方法に関する取引先との協議や内部での方針決定など、具体的な取組を実施	3	
	利用の廃止をする予定はあるが、具体的な取組はまだ行っていない	4	
受注側	支払方法に関して取引先から協議を受けたり、取引先が利用の廃止に向けた方針を決定したなど、具体的な取組がなされている	1	
	利用の廃止がなされる予定であるが、具体的な取組はまだ行っていない	3	
[設問32]現在、手形等を60日を超えるサイトで振り出している場合、手形等のサイトを60日以内に変更する予定(具体的な協議等)があるか<広義>	発注側	2021年内(今年中)	0
		2022年内(1年以内)	2
		2023年内(2年以内)	2
		2024年内(3年以内)	0
		変更する予定なし	1
		約束手形の利用廃止	1
	受注側	2021年内(今年中)	0
		2022年内(1年以内)	0
		2023年内(2年以内)	1
		2024年内(3年以内)	0
		変更する予定なし	6
		約束手形の利用廃止	1

<支払条件③>

[設問33]大企業間取引における手形等での支払いの割合 <広義>	発注側	全て現金払い	4	
		10%未満	3	
		10~30%未満	2	
		30~50%未満	0	
		50%以上	1	
	受注側	全て手形払い	0	
		全て現金払い	0	
		10%未満	3	
		10~30%未満	2	
		30~50%未満	0	
[設問34]大企業間取引において、代金を手形等で支払っている場合、割引料等のコストを勘案して代金の額を決定しているか<広義>	発注側			
	概ね勘案している(概ね発注側負担)		3	
	一部勘案している(一部発注側負担)		0	
	あまり勘案していない(概ね受注側負担)		3	
	受注側			
	概ね勘案している(概ね発注側負担)		1	
	一部勘案している(一部発注側負担)		1	
	あまり勘案していない(概ね受注側負担)		4	
	[設問35]大企業間の取引における手形等のサイト<広義>	発注側	30日(1ヶ月)以内	0
			60日(2ヶ月)以内	1
90日(3ヶ月)以内			0	
120日(4ヶ月)以内			5	
120日(4ヶ月)超			0	
受注側		30日(1ヶ月)以内	0	
		60日(2ヶ月)以内	0	
		90日(3ヶ月)以内	0	
		120日(4ヶ月)以内	4	
		120日(4ヶ月)超	2	

<その他①：働き方改革等>

[設問36]取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいること【複数回答可】 <広義>			
発注側	定期的な取引先との面談機会の確保		16
	定期的な取引先の事業所・工場への訪問		10
	生産性向上に関する社内研究会の開催		5
	取引先と連携した人材の派遣		3
	取引先の事業承継支援		1
	その他		0
	取組みなし		4
受注側	定期的な取引先との面談機会の確保		12
	定期的な取引先からの事業所・工場への訪問		9
	生産性向上に関する社内研究会の開催		7
	取引先と連携した人材の派遣		2
	取引先からの事業承継支援		1
	その他		0
	取組みなし		0
[設問37]働き方改革の影響【複数回答可】<狭義>			
発注側(自社の働き方改革による受注側企業への影響)			
特に影響はない			18
急な対応の依頼が増加			0
短納期での発注の増加			0
検収の遅れ			0
支払決済処理のズレによる入金遅れ			0
従業員派遣を要請			0
発注業務の拡大・営業時間の延長			0
その他			0
受注側(発注側企業の働き方改革による影響)			
特に影響はない			8
急な対応の依頼が増加			0
短納期での発注の増加			0
検収の遅れ			0
支払決済処理のズレによる入金遅れ			0
従業員派遣を要請された			0
発注業務の拡大・営業時間の延長			0
その他			0
[設問38]発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担したか<狭義>	発注側	概ねできた	4
		一部できた	1
		あまりできなかった	0
		該当なし	12
	受注側	概ねできた	2
		一部できた	1
		あまりできなかった	1
		該当なし	3

<その他②：知的財産等>

[設問39]自身の企業において、知的財産(特許権や商標権のほか、営業秘密やノウハウも含む)に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施しているか<広義>	
実施中	11
未実施	10
[設問40]設問39で、「未実施」の理由<広義>	
知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じない	2
知的財産が取引において存在しないため	6
取引先が協議に応じない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができていない	0
知財に関する取扱の明確化のための具体的な手法が分からない	2
その他	1

[設問41]取引適正化に関する取組のうち新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたもの【複数回答可】<広義>		
発注側	取引価格の決定・改定	2
	型管理	0
	支払条件	0
	該当なし	18
発注側	取引価格の決定・改定	3
	型管理	0
	支払条件	0
	該当なし	8

[参考] 経済産業省所管46団体による「自主行動計画」フォローアップ調査について

- 調査期間：2021年10月～11月
- 自動車・自動車部品、素形材、繊維、紙・紙加工、化学、金属等、12業種、46団体。紙・紙加工は日本製紙連合会と全国段ボール工業組合連合会。
- 調査対象及び回答者数は下表の通り。

	調査対象	回答	回答率
全体(12業種46団体)	7,288社	2,376社	33%
紙・紙加工	147社	68社	46%
製紙	28社	22社	79%

製紙産業は、商業印刷や新聞、出版等のグラフィック用途、段ボールや紙器、紙袋等の包装・加工用途、ティッシュ、トイレ紙等の衛生用途と、幅広い需要分野に応じて多種多様な製品を製造しており、産業活動や日常生活において不可欠な素材を供給している。日本製紙連合会の会員企業は、それぞれ多数の企業と取引関係を有しており、製紙産業の維持・発展のためには、中小企業を含む取引先と適切な取引関係を確立し、双方が協力してサプライチェーン全体の取引条件を改善していくことが不可欠である。このため、日本製紙連合会の会員企業は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(以下、振興基準という。)等を踏まえて、これまで適正な取引に取り組んできた。

経済産業省は、平成28年9月に政策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。その中では、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないように徹底するため、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善が重点課題として挙げられている。令和2年6月には、新たに知的財産・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止が上記政策パッケージの重点課題に追加された。これらの政策実現に向け、業種横断的なルールの明確化・厳格化が同省において進められており、振興基準が令和3年3月に改正され、手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善等が規定されている。さらにこれを受けて、業種別下請ガイドラインの改訂も進められ、製紙業界に関しても、「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという。)が令和3年8月に改訂されている。

日本製紙連合会は、振興基準及びガイドラインを踏まえ、下請事業者との取引について、以下の通り自主行動計画を策定し、会員企業による適正取引の推進に取り組む。自主行動計画の遵守状況については、定期的なフォローアップにより、確実な実行を担保する。

I. 適正取引の推進

(1) 発注時の書面交付

会員企業は、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項を記載した書面を交付しない場合は、下請法第3条違反となることを認識し、発注時の書面交付を行う。下請法適用対象以外の取引であっても、取引条件の明確化のため、書面等の交付に努める。

(2) 合理的な価格決定の推進

会員企業は、価格決定方法の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを踏まえ、以下の点に取り組む。

- ① 価格決定に際しては、品質、数量、原材料及びエネルギーコスト、労務費、納期の長短等について取引先と十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ② 原材料費、労務費等の外的要因による変動により、取引価格の見直しの要請があった場合は、十分な協議を実施した上で価格を決定する。
- ③ 会員企業と取引先が協力して現場の生産性改善等に取り組む場合、コスト削減に係る双方の寄与度に応じて価格を決定することとし、受注者側の努力によるコスト削減効果を一方的に価格に反映することのないよう、十分な協議をした上で価格を決定する。

- ④見積時に比べ発注時のロット数が減少したにもかかわらず、見積時の予定単価を一方的に要請することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、実際の発注時の単価について、十分な協議を実施する。
- ⑤一括納入を前提とした単価を、多頻度小口配送の場合の単価として一方的に決定することは、下請法第4条第1項第5号の「買ったたき」に該当するおそれがあることを認識し、配送条件が変更された場合の単価について、十分な協議を実施する。

(3)コスト負担の適正化

会員企業は、コスト負担の適正化が「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題であることを認識し、以下の点に取り組む。

- ①契約成立後の発注キャンセルについて、会員企業は、取引先が既に仕掛したコストの負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。
- ②受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を求める場合は、取引先の対応コストに配慮し、使用に関し合意を得る。

(4)「働き方改革」への対応

会員企業は、自らの取引が起因となり取引先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合は、適正なコストを負担するよう努める。

(5)支払条件の改善

会員企業は、取引先の資金繰りに関心を持つよう努め、代金支払は発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行う。下請代金の支払はできる限り現金によるが、手形等により支払う場合は、その現金化にかかる割引料等のコスト負担について、取引先の負担とすることがないように、割引料等を勘案して下請代金の額を十分協議して決定する。当該協議を行う際は、会員企業と取引先の双方が具体的に検討できるよう、割引料等のコストと下請代金を分けて明示する。下請代金の手形サイトは、60日以内を目標として改善に努めるとともに、約束手形から現金払や電子的決済手段への移行を通じた約束手形の5年後の利用廃止に向けて取り組む。

(6)サプライチェーンの維持に向けた取り組み

会員企業は、サプライチェーン全体の機能維持のため、以下の点に取り組む。

- ①取引先の廃業等によりサプライチェーンの維持が困難になる恐れがあることを踏まえ、事業継承の意向や状況の把握に努め、取引先と対話した上で、事業継承が円滑に遂行されるよう、経営改善支援、後継者育成、引継先のマッチング支援等に努める。
- ②天災等の緊急事態によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、取引先と連携して、事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努める。また、天災等が発生した場合は、取引先に一方的な負担を押し付けることがないように留意するとともに、被災事業者との取引関係継続や優先発注に配慮する。

(7)フリーランスとの取引

会員企業は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(注)を踏まえた適切な取引を行う。

(注)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(令和3年3月26日)

(8)取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

会員企業は、取引先が取引条件について不満や問題を抱えていないか自ら聞き取るなど、取引先が申出をしやすい環境の整備に努め、年に1回の価格交渉等の協議の申出があった場合には、これに応じる。

(9)知的財産の保護

会員企業は、知的財産取引の適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」(注)に基づき、取引を実施する。その際、取引条件の明確化のため、同ガイドラインで示している「契約書ひな形」を活用する。

(注)「知的財産取引の適正化について(令和3年3月31日付け20210319中庁第6号)」

II. 自主行動計画のフォローアップ

日本製紙連合会は、会員企業による自主行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップすることにより把握する。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、会員企業の取引慣行の改善を進める。

以 上